

「受入事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件案（仮称）」 概要について

1. 趣旨

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年 9 月 11 日成立。以下「改正法」という。）が平成 27 年 9 月 30 日より施行されることになる。
- これに伴い、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号。以下「建労法」という。）が改正されたことを踏まえ、受入事業主が講ずべき措置に関する指針（平成 17 年厚生労働省告示第 457 号）についても所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

- 適切な苦情の処理について以下のとおりとする。
 - ・ 受入事業主が適切かつ迅速な処理を図るべき苦情には、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等が含まれることに留意すること。
 - ・ 受入事業主は、送出事業主との連携を図るための体制等を建設業務就業機会確保契約において定めるとともに、送出労働者の受入れに際し、その内容を送出労働者に説明すること。また、受入管理台帳に苦情の申出を受けた年月日、苦情の内容及び苦情の処理状況について、苦情の申出を受け、及び苦情の処理に当たった都度、記載するとともに、その内容を送出事業主に通知すること。また、送出労働者から苦情の申出を受けたことを理由として、当該送出労働者に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。
- 建設業務労働者の就業機会確保に関する料金の額を以下のとおり定める。

受入事業主は、建設業務労働者の就業機会確保に関する料金の額の決定に当たっては、当該送出労働者の賃金水準が、当該送出労働者の従事する建設業務と同種の建設業務に従事している労働者の賃金水準と均衡が図られたものとなるよう努めなければならないこと。また、受入事業主は、建設業務労働者就業機会確保契約の更新の際の建設業務労働者の就業機会確保に関する料金の額の決定に当たっては、その指揮命令の下に労働させる送出労働者の就業の実態及び労働市場の現状に加え、当該送出労働者が従事する建設業務の内容、当該建設業務に伴う責任の程度及び当該送出労働者に要求する技術

水準の変化を勘案するよう努めなければならないこと。

○ 教育訓練・能力開発について以下のとおりとする。

受入事業主は、その指揮命令の下に労働させる送出労働者に対して建労法第44条の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「読替え後の労働者派遣法」という。）第40条第2項の教育訓練を実施するよう配慮するほか、送出事業主が読替え後の労働者派遣法第30条の2第1項の教育訓練を実施するに当たり、送出事業主から求めがあったときは、送出事業主と協議等を行い、送出労働者が当該教育訓練を受けられるよう可能な限り協力するほか、必要に応じた当該教育訓練に係る便宜を図るよう努めなければならないこと。送出事業主が行うその他の教育訓練、送出労働者の自主的な能力開発等についても同様とすること。

○ 送出事業主との労働時間等に係る連絡体制の確立に以下の内容を追加する。

受入事業主は、適正に把握した実際の労働時間等について、送出事業主に正確に情報提供すること。

○ 建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受ける期間の制限の適切な運用について以下の内容を追加する。

- ・ 受入事業主は、当該受入事業主の事業所等ごとにおける業務について送出事業主から3年を超えて建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受けようとする場合において、受入可能期間の延長に係る手続を回避することを目的として、当該建設業務労働者の就業機会確保の終了後3か月が経過した後に、再度当該建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受けるような実質的に建設労働者の就業機会確保の受入れを継続する行為は、読替え後の労働者派遣法の趣旨に反するものであること。

○ 受入可能期間に係る意見聴取の適切かつ確実な実施について以下のとおりとする。

- ・ 受入事業主は、当該受入事業主の事業所等の過半数労働組合等に対し、受入可能期間を延長しようとする際に意見を聴くに当たっては、受入事業主の事業所等の建設業務について、意見聴取の際に過半数労働組合等が意見を述べるに当たり参考となる資料を過半数労働組合等に提供するものとする。また、受入事業主は、意見聴取の実効性を高める観点から、過半数労働組合等からの求めに応じ、部署ごとの送出労働者の数等に係る情

報を提供することが望ましいこと。

- ・ 受入事業主は、過半数労働組合等に対し意見を聴くに当たっては、十分な考慮期間を設けること。
- ・ 受入事業主は、受入可能期間を延長することに対して過半数労働組合等から異議があった場合には、当該意見に関する対応を説明するに際し、当該意見を勘案して受入可能期間の延長について再検討を加える等により、過半数労働組合等の意見を十分に尊重するよう努めること。
- ・ 受入事業主は、受入可能期間を延長する際に過半数労働組合等から異議があった場合において、当該延長に係る期間が経過した場合にこれを更に延長しようとするに当たり、再度、過半数労働組合等から異議があったときは、当該意見を十分に尊重し、当該受入可能期間の延長の中止又は当該期間の短縮、受入れ人数の減少等の対応方針を採ることについて検討し、その結論をより一層丁寧に過半数労働組合等に説明しなければならないこと。
- ・ 受入事業主は、受入可能期間を延長しようとする場合の過半数労働組合等からの意見の聴取及び過半数労働組合等が異議を述べた場合の当該過半数労働組合等に対する受入可能期間の延長の理由等の説明を行うに当たっては、誠実にこれらを行うよう努めなければならないものとする。

○ その他所要の規定の整備を行うこと。

3. 根拠法令

改正法による改正後の読替え後の労働者派遣法第 47 条の 4

4. 適用期日

平成 27 年 9 月 30 日（予定）